(様式１)

年　　月　　日

環境省大臣官房環境経済課長　殿

住所

応募申請者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

**令和２年度サステナビリティ・リンク・ローン等モデル創出事業**

**応募書類**

標記について申請します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

|  |
| --- |
| 担当者所属部署名：  担当者役職：  担当者氏名：  担当者TEL：  担当者FAX：  担当者E-Mail： |

（様式２）

プロジェクト概要説明シート

|  |
| --- |
| 調達又は発行者名 |
|  |
| プロジェクトの規模（プロジェクトがある場合） |
| 億円 |
| サステナビリティ・リンク・ローン又はサステナビリティ・リンク・ボンド等による資金調達額・年限・（社債の場合）内債/外債の別 |
|  |
| 調達又は発行予定時期・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン適合性等確認の希望期限 |
|  |
| プロジェクトの内容(プロジェクトがある場合)及び  SPTsの内容（別紙による説明も可） |
|  |
| プロジェクトを実行する地域（プロジェクトがある場合） |
|  |
| 期待する環境改善効果 |
| 改善効果 |
| 算定根拠 |
| 今回資金調達に際しサステナビリティ・リンク・ローン調達又は　　　　　　　　　　　　　　サステナビリティ・リンク・ボンド発行等を選択した理由 |
|  |

|  |
| --- |
| 想定されるSPTsと貸出条件等の連動 |
|  |
| 想定されるネガティブ効果 |
| ネガティブ効果の種類 |
| 対応策スキーム図 |
| プロジェクトを通じて実現を目指す目標（プロジェクトがある場合） |
|  |

|  |
| --- |
| 組織全体の戦略における上記目標又はSPTsの位置づけ |
|  |

|  |
| --- |
| 想定されるプロジェクトの評価・選定のプロセス  （グリーンボンド/ローンガイドラインとの適合性等を確認する場合） |
|  |
| 想定される調達資金の管理方法  （グリーンボンド/ローンガイドラインとの適合性等を確認する場合） |
| ※調達資金の管理方法と、その管理に対する内部統制の仕組を記載して下さい。 |
| 想定されるレポーティング |
|  |

|  |
| --- |
| アプローチする「望ましい事項」 |
| 「望ましい事項」の種類 |
| 対応策スキーム図 |

（別添）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、サステナビリティ・リンク・ローン等モデル創出事業に係るモデル事例等の公募に係る応募書類等の提出について（様式１）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方がモデル事例等の選定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）指定を受ける者として不適当な者

ア　 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

ア　 暴力的な要求行為を行う者

イ　 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　 その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３． 本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上